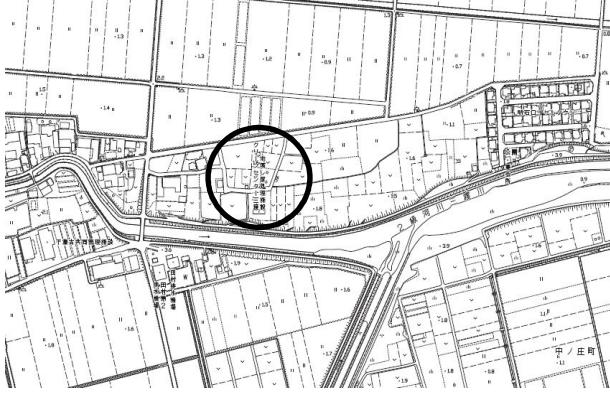


# 施設カルテ

## (1)施設の基本情報

施設番号	S01493	施設名称	コミュニティープラントクリーンセンター三渡(クリーンセンター三渡(嬉野))				
所在地(住所)	松阪市嬉野須賀領町252番地1						
 クリーンセンター三渡							
根拠条例	嬉野町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例			担当部署	上下水道部 上下水道総務課		
設置年度	平成10年度		財産区分	12 公共用財産			
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	<p>三重県下の公共用水域、特に一部の都市貫流河川及び伊勢湾等閉鎖水域の水質保全を図るために、従来の産業排水対策と併せて、汚濁負荷の高い生活排水対策を推進することが緊急の課題となっていた。そのため旧嬉野町では三重県が昭和63年12月に定めた「生活排水処理施設整備に係る基本方針」に沿い、流域関連公共下水道計画区域として整備を予定し供用開始を平成20年以降としていたが、近年、本計画区域内を流れる三渡川の汚濁が顕著であり水質保全が急務であること、また地域住民からも生活様式の変化による汚水処理の水洗化についての強い要望もあったことから、平成5年度にコミュニティ・プラント計画区域に改定し平成7年度から工事に着手、平成10年度には施設が完成し、平成11年4月1日に供用を開始した。(国庫補助事業として整備)</p>						
施設の設置目的に沿った運営状況	受益者から毎月の使用料を徴収し施設の運営を行っていた。						
<b>(2)建物の概要</b>							
設置形態	単 独		用途地域等	市街化調整区域			
駐車場(収容台数)	無し						
土地	敷地面積	886.4m <sup>2</sup>	借受期間・賃料等	—			
	所有者	市					
主たる建物1	建物名称	クリーンセンター三渡(嬉野)					
	用途	処理場	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上1階・地下0階			
	建築年月	平成10年11月12日	建物取得費(全体)	27,110,000円			
	延床面積	231.26m <sup>2</sup>	耐震診断(実施年)	不要			
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市			
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度		
対象建物							
施工内容							
費用							
リスク・高機能化対応度							

### (3)管理・運営の概要

利用時間	平成18年度末をもって稼働を停止。	休所(館)日	
運営形態		管理・運営者名	上下水道部
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容			

### (4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員 等									
非常勤職員									
(1)小計					(2)小計				
(4)合計(1)+(2)-(3)									
市民一人あたりのコスト									
財 源	補助金等収入				その他収入				
	使用料等収入				③年間収入合計				

### (5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
平成18年度末をもって稼働を停止。				

### (6)関連情報

類似施設	近隣施設

### (7)その他

管理・運営上の問題点	【補足説明(施設停止に至った経緯)】平成17年度に三重県流域嬉野幹線の進捗を受け、本施設における汚水処理を継続した場合と嬉野幹線の公共下水道に接続した場合の経費の比較を実施、その結果、単年度あたりの維持管理費で公共下水道に接続したほうが安価であることが判明。そこで、平成18年4月以降に施設の財産処分等の諸手続きを行った後、平成19年4月公共下水道への切替後、施設における汚水処理を停止した。現在は施設の解体・撤去のみが残された状態となっている。また、本施設は周囲をフェンスで囲まれた鉄筋コンクリート造りの建物であり容易に外部からの進入は許さない構造であり現状のままで問題は無く、維持管理業務としては職員による施設の草刈り(年2回)がある。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	国庫補助事業であったが耐用年数の満了以前に施設の稼働を停止したことから補助金適正化法の適用を受ける。
特記事項	実施計画においては、平成27年度に施設の取り壊し、翌28年度に補助金の返還を予定している。(解体撤去費<概算>:22,115千円、国庫補助金返還:9,625千円)

## 各棟の状況